



消費生活通信 第157号 令和6年9月1日発行

東秩父村役場産業観光課内 ☎82-1223 (直通)

消費生活相談員は「消費生活通信」の作成や契約トラブルなどの相談をお受けしています。
(金曜10時～15時30分:都合により変更になる場合があります)。お気軽にご利用ください。
情報提供も受け付けています。

令和5年度埼玉県消費生活相談の 概要と傾向をお知らせします

埼玉県消費生活支援センター

令和5年度に埼玉県下の消費生活相談窓口で受け付けた相談件数は、5万2,017件で、前年度より3116件(0.2%)減少しました。その中で特徴的な相談事例を紹介します。

定期購入

昨年より減少したものの、依然多くの相談が寄せられています。50代・60代の相談が多い中、80歳以上からの相談は前年度より約31%増加しました。

通信販売がどの世代にも利用されるようになり、「何を」「いくつ」「いくら」で買うのか注文前にしっかりと表示を確認することが求められます。

屋根工事

過去5年間で急激に増えています。屋根工事は契約金額が高く、平均で150万円、最高額が1,300万円でした。訪問販売では契約書面を受け取った日から8日間以内であれば、クーリング・オフ制度があります。

契約前に本当に必要な工事かどうか、相見積もりを取って確認しましょう。

内職・副業

20代が40%と多く、高止まりの増加傾向です。「ネット等で知り合った人などから勧誘を受ける」「もうからない」「借金だけが残る」などの特徴があります。

くらしのレスキューサービス

トイレの詰まり、鍵開け、害虫駆除サービス等で、特に3年前から件数が増えています。契約金額は5万円以上の相談が79%を占めるなど、やや高額になる傾向があります。



台風・地震などの災害に乗じた勧誘・トラブルに注意

9月は台風シーズン。今年も能登半島地震、宮崎県日向灘での地震が起き、豪雨被害なども頻発しています。そんな状況や不安に乗じて、悪質な勧誘や契約トラブルが起きる可能性があります。消費者庁

●訪問販売

災害関連の物品の購入や家屋の修繕などを、うそを交えたり不安をあおったりして契約させる。



●訪問購入

被災地支援のため不用品を集めているなどと言い、物品の提供を迫る。

●義援金

公的機関や災害支援団体をかたり、義援金の募集を名目に現金や電子マネーをだまし取る。

うその理由で保険の請求はできません。知らずに詐欺に加担する恐れがあります。

物品や義援金の寄付などは、自分で調べて信頼できる場所を利用しましょう。

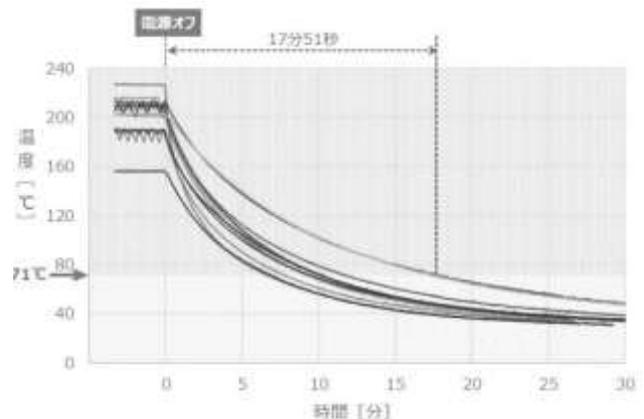
ヘアアイロンによる子どものやけどに注意

国民生活センター



医療機関ネットワークには、2019年度からの5年間に43件のヘアアイロンによるやけどの事故が報告されています。そのうち7割が0～2歳の子どもの事故で、保護者が使用したヘアアイロンに触れてしまうことで起きています。

ヘアアイロン13銘柄の商品テストでは、プレートやパイプの加熱面では約4秒～64秒で71℃に達し、電源を切った後に加熱面が71℃以下になるまで平均で10分以上かかりました(右グラフ)。加熱面以外の外装部分でも多くの銘柄で71度に達し、最高で117℃まで上昇するものもありました。



- ヘアアイロンは安全な場所に置き、使用後は冷めるまで子どもを近づけないようにしましょう。
- 使用者も取り扱いには十分注意し、誤って高温部に触れないようにしましょう。



<消費生活相談> お気軽にご相談ください

- 日時 毎週 月・火・木・金 (祝祭日をのぞく)
月・火・木曜日は行政職員、金曜日は相談員
10時から15時30分(変更になる場合があります)
- 場所 産業観光課 電話 82-1223 (直通)